

スワデシ運動と中間的土地保有権者層

—— 東ベンガル・バコルゴンジ県の場合 ——

うす だ まさ ゆき
白 田 雅 之

- I はじめに
- II バコルゴンジ県における土地保有の展開と中間的土地保有権者層
- III バコルゴンジ県における地租査定作業の実施
- IV スワデシ運動と地租査定作業の接点
- V おわりに

I はじめに

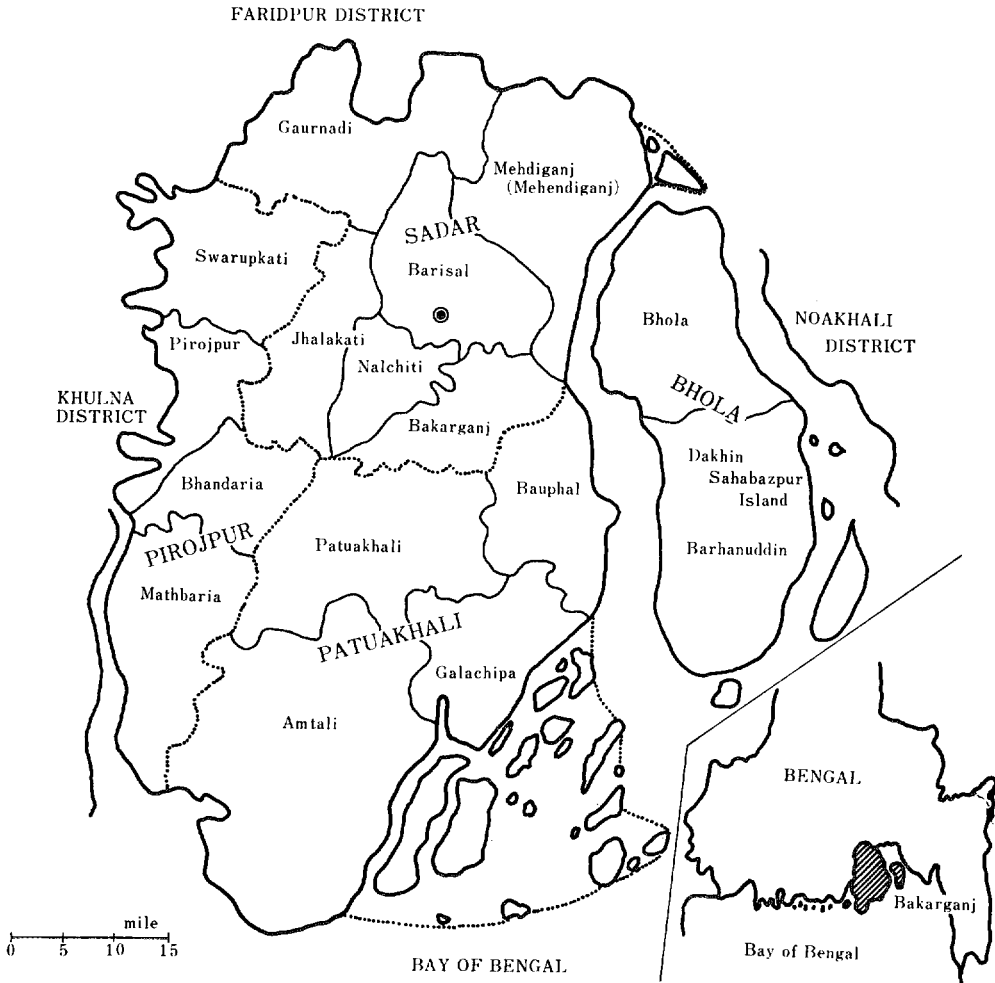
20世紀の初め、ベンガルを中心に展開されたスワデシ運動は、近代インド民族運動史上、一つの転機を画するものであった。スワデシ運動に関する研究は、この10年余りの間に、急速かつ着実に深まってきている。シュミット・シオルカールによる、これまでの成果を集大成するとともに、新たな展望も切り拓いた労作 (Sumit Sarkar, *The Swadeshi Movement in Bengal 1903-1908*, New Delhi, 1973) もすでに世に問われている。ところで、シオルカールの浩瀚な研究書も含めて、これまでの研究が、正面きっては取上げていない重要な問題が一つあるように思われる。農村社会とスワデシ運動の関係がどのようなものであったかについて、意外にも実証的研究が乏しいのである。この問題の重要性は、スワデシ運動当初から、学歴のある失業者が運動に及ぼした影響という観点で、イギリス人官僚の間で論じられ^(注1)、ジャーナリズムも取上げたことであった^(注2)。しか

し、その後の研究では問題点が再確認されるばかりで、実質的な追及はなされていないように思われる。それは理由のないことではなかった。技術的には、農村社会の社会経済史的研究と、政治史あるいは文化史とを関連づけるという、言うに易く行なうにはなはだ困難な問題がある。その上、スワデシ運動期のベンガル農村に関する依拠するに足る本格的な社会経済史の労作がないことも、困難を倍加しているように思われる。

本稿は意図としては、スワデシ運動が最も成功したと言われている東ベンガルのバコルゴンジ県の場合に関心を絞ることによって、スワデシ運動と農村社会の関連という研究課題に糸口をつけようとしたものである。

本論の構成は次の通りである。IIでは、スワデシ運動の担い手であったヒンドゥー中間層を、中間的土地保有権者層を主体とするものと把握し、バコルゴンジ県における土地保有の展開をたどりながら、1870年以降、この層が大きな変動を経験しつつあったこと、またおそらく地代生活者として自足し得なくなっていく事情を示唆しようとする。バコルゴンジは、中間的土地保有形態が異常に発展した県であった^(注3)。その土地保有形態が農村社会のさまざまな矛盾を吸収・調節する装置として機能した点も注目すべきであろう。

第 1 図 スワデシ運動当時のバコルゴンジ県



III, IVでは、政府による地租査定作業（1900～1908年）の後半が、スワデシ運動の時期と重なり合うことに着目し、英印政府、ヒンドゥ中間的土地保有権者、ライヤートの3者の利害のからみ合いを考えてみたい。IIIでは、査定作業の意図と、それがヒンドゥ中間的土地保有権者の利害と衝突していく過程を論じる。IVでは、スワデシ運動と査定作業が具体的に交差した事件を三つ取上げ、農村社会におけるスワデシ運動の限界という問題を

考えてみたい。

（注1） Sarkar, Sumit, *The Swadeshi Movement in Bengal 1903-1908*, New Delhi, People's Publishing House, 1973, p. 510.

（注2） Chisol, Valentine, *Indian Unrest*, London, 1910, p. 224.

（注3） Raychaudhuri, Tapan, "Permanent Settlement in Operation: Bakarganj District, East Bengal," in *Land Control and Social Structure in Indian History*, ed. Robert Eric Frykenberg, Milwaukee & London, 1969, p. 167. 多田博一「一八

五九年ベンガル借地法」(松井透編『インド土地制度史研究』東大出版会 1971年) 211ページ。注(10)参照。

II バコルゴンジ県における土地保有の展開と中間的土地保有権者層

1. バコルゴンジ県概観

バコルゴンジ県は現在バングラデシュに属し、バコルゴンジ、ポトゥアカリの2県に分割されているが、英領下では、モイモンシンフ(Mymensingh)、ダッカ(Dacca)、フォリドプル(Faridpur)とともにダッカ地方(Dacca Division)を構成する4県の一つであった。その周囲は、北は一連の河川を隔ててフォリドプル県と接し、東はボレッシュル(Baleswar)河を挟んでクルナ県に連なり西は、メグナ(Meghna)河の河口を越えてノアカリ県に臨み、南はベンガル湾によって限られる、デルタ地帯に位置する。地質的には、「劃然と特徴づけられる二つの部分」(注1)、すなわちメグナ河口西岸の硬い粘土土壌の本土ブロックと、メグナ河口中のシャハバズプル(Sahabazpur)島および一連の沖積島嶼に区分される。本土ブロックはかなりの大型船が1年中航行しうる大河と、無数の水路によって分割されている。そのため現在に至るまで、県内には鉄道が敷設されていない。道路も未発達で、交通はほぼ全面的に水路に依存していた。毎年7月から10月にかけて、本土ブロックはほとんど水面下に没する。この定期的な洪水によって地味は常に肥沃である。北西部にひろがる bil と呼ばれる沼地、大河沿いの char と呼ばれる沖積地は地形的にも農業との関連上からも重要である。本土ブロックの南はシュンドルボン(Sundarban)と呼ばれるジャングル地帯であったが、開墾の進捗とともにその面積は縮小していった。一方、シャハバズ

プル島は本土ブロックよりやや隆起があり、川の数には少なく、したがって交通は主に道路によっていた。

1901年の国勢調査によれば、県の総人口は229万1752人、総面積は3645平方マイルであった。したがって1平方マイル当たりの人口密度は628人となる。ムスリムの人口は156万5024人(68.3%)、ヒンドウの人口は71万3800人(31.1%)であった。

今世紀初頭の土地利用について見ると、2427平方マイル、すなわち全県の70%の土地は耕作されていた。415平方マイル(12%)は可耕地だが耕作されておらず、648平方マイル(18%)が耕作不可能地であった(注2)。全耕作地(2427平方マイル=155万3376エーカー)の89%は作物が栽培され、残りの11%は果樹園であった。二期(毛)作以上の作物栽培地が22万8571平方マイルであったから、総作物栽培地は約160万エーカーとなり、そのうち90%が米作地であった(注3)。すなわち、バコルゴンジの農業は米作と果樹栽培によって特徴づけることができた。

米には、ベンガル各地で見られるようにアモン(Aman)、アウシュ(Aus)、ボロ(Boro)の耕作時期の異なる3種があり、植付面積の84.7%を占めるAman(5月播種、8月田植、12~1月刈入)が最も重要であった。バコルゴンジは、多量の余剰米の産出県として、しばしば「ベンガルの穀倉」と称された(注4)。県外への移出量はほぼ700万man(1man=38kg)、すなわち全収穫高の30%に達していた。バコルゴンジの米は、輸送時に使用される舟の名をとってバラム(balam)米と呼ばれ、量ばかりでなく質の面でも広く知られ、カルカッタ市場でも最良米の一つとされていた。

果樹栽培は米作に次いで重要であった。シュパリ(areca nut)、ダブ(green coconut)、ケジュール

(date palm), タル (palmyra palm) が重要な産物であり、これらの売却により、年間1000万ルピー余りの金が生産者の手に渡っていた。隣接諸県では、換金作物として、19世紀半ば過ぎまでは藍、19世紀後半以降はジュートが農業経済に甚大な影響を及ぼしたが、バコルゴンジでは、この二つの換金作物の栽培は無視し得る程度のものであり、かわって隣接諸県ではそれほど重要でない果樹栽培のはたす役割が大きかった^(注5)。果樹栽培は Aman 米の不作年、あるいは Aman 米の播種期に現金収入をもたらすなど、米作を補完するものであった。

バコルゴンジはまったくの農業県であった。農業人口は82.2%に達し、その内訳は地代受取人1万8605人、地代支払人49万1102人、農業労働者3万8131人であった^(注6)。地代支払人であるライヤットの96.5%は、ベンガル借地法(1885年)の規定する定住ライヤット (settled raiyat) であった^(注7)。

地租を納入する地所 (estates) の数は、1910年には台帳上6559あったが、他県への移転、侵食による土地の消滅などによって、現実には3595であった。その内訳は次の通りである。

- (1) 1793年の永代定額地租査定(以下、永代査定と略記)実施時に地租が永代定額化されたもの——2187
- (2) それ以降地租が永代定額化されたもの——797
- (3) 地租が一時的に定額化された私有地所——204
- (4) 政府の管理する地所——383
- (5) その他——24

県北西部のゴウルノディ郡 (Gaurnadi thana) に存在する二つの収税区 (pargana), Bangrora と Birmohan には、小規模のタルク (taluk) が密集

し、永代査定に淵源する2121のタルクのうち、約半分は Bangrora 収税区に存在していた。総じて県北の Sadar Subdivision に多数の地所があり、政府管理地所は県南のポトゥアカリ区 (Patuakhali Subdivision) のシュンドルボン地域、シャハバズブル島を中心とするボーラ区 (Bhola Subdivision) および県東北のメヘンディゴンジ (Mehendiganj) 郡といった新規開墾地帯に多かった。

地所の規模は通常ごく小さなものであった。私有地所のうち、1万エーカー以上のものは全体の0.9%、500~1万エーカーのものは11.4%、500エーカー以下が87.7%を占めた。この比率はほぼビハールを含む全ベンガルの比率と同じだった^(注8)。さらに72.6%が100エーカー以下の小地所であった。しかし全占有地の42%は、23の大ザミンダールが所有していた。彼らはほとんど不在地主であった。三大ザミンダール、すなわちタゴール (Tagore) 家、ゴーシャル (Ghosal) 家、ダッカのナワロブ家は県外居住者であった^(注9)。

地租が永代定額化された地域では、地所の散在性が著しい特徴であった。全県平均でも1村には七つの地所があった。この特徴はさらに、地所が村内にひとまとまりの土地を持たず、散在する土地の集積として存在したことによって強められていた。地所が通常複数の人によって所有されていたことも、土地所有のあり方を複雑にしていた。

永代査定下の土地所有者は、起源の異なる三つのグループ、すなわち、ザミンダール、独立タルクダール(永代査定以前から直接政府に納税していた)、分離タルクダール(永代査定以前は上級地主を経て納税していたが、永代査定時にザミンダールから分離され独立した)——に分類し得るが^(注10)、納税簿上で区別は全くなかった。小ザミンダール、タルクダールには県内に居住する者が少なからずあった

が、その地所内には、県北諸郡を例外として、通常居住していなかった。永代査定時に、彼らは大ザミンダールより低い税率で査定され、規模の異動を伴いながらも、1世紀間その地所を子孫に継承していった場合が少なくなかった。今世紀初頭、永代査定地における地租額は6万ルピー弱、地代収入は60万ルピー弱であったが、土地所有権者の懐に落ちたのは、16万ルピーほどに過ぎなかった。莫大な差益の少なからざる部分は、ライヤトと土地所有権者の間に介在する中間的土地保有権者によって吸収された。全私有地所の76%にあたる土地が中間的土地所有権者に貸し出される一方、直接ライヤトに貸し出されているのは14%ほどであった。こうして中間的土地保有権者はライヤトの5倍強の土地を所有権者から借り出していたが、その支払う地代は2倍弱にすぎなかった。しかし所有権者は自分の地所の、あるいは他の所有権者の地所の中間的土地保有権者として現われる場合が多かったので、中間的土地保有権者への貸し出しは必ずしも彼らにとって不利益ではなかった^(註11)。

2. 中間的土地保有の展開と中間的土地保有権者層

スワデシ運動の主体として注目すべき層は、小土地所有権者（小ザミンダールと中小タルクダール）と中間的土地保有権者層であった。ここでは、永代査定（1793年）以降のパコルゴンジ県の開墾史を中間的土地保有の増加に関連させて検討し、その過程における中間的土地保有権者層の問題を考えていきたい。

はじめに、小土地所有権者、中間的土地保有権者が、当県においてはヒンドゥー上位3カースト——バラモン（Brahman）、ボイッド（Baidya）、カヤスト（Kayastha）。英政府用語ではボッドロローク

（Bhadralok）——に偏在していた事実を指摘しなければならない。往時のチョンドロディーブ・ラージ（王家はカヤスト）の故地であるパコルゴンジ（殊に北西部）は、全ベンガルにおいても、パンクラ（Bankura）、ノディヤ（Nadia）、ビクロンプル（Vikrampur）などとならぶボッドロロークの集中地域であり^(註12)、中でも、ボイッドとカヤストの人口が他に比較して多かった。

序章に述べたように、パコルゴンジは中間的土地保有が異常に展開した県であった。「パコルゴンジ査定報告」の著者ジャックは次のように述べている。「パコルゴンジ県は、世界中でもっとも陰険で複雑な土地保有制度の存在する所として、悪名が高い。」^(註13) 土地の所有権者と耕作者の間には、通常8層、時には12から20層にもおよぶ中間的土地保有権者が介在することがあった。20世紀初頭には、中間的土地保有権の総数は46万4006であり、1平方マイル当りの密度は133となり、フロリダ州の90、ダッカ県の78と比較しても格段に高かった^(註14)。また本県のサリマバード・ザミンダリー（Salimabad Zamindari）の中間的土地保有権の密度は、ビハールのダルバンガ県の同密度の100倍に達した事実からも、パコルゴンジの中間的土地保有形態の異常な発達を確認できよう。こうして、20世紀の初めには、次のような奇妙な事態が出現するに至った。すなわち、地主は筆頭地代支払人（tenant-in-chief）を除く中間的土地保有権者について知らないばかりか、自分の所有地がどこに、どのようにあるかについても知らない場合が少なくなかった。また、中間的土地保有権者は、階梯をなす保有権のうち、自分と直接関係のあるすぐ上下の保有権者以外のことは知らず、一方、直接耕作者はと言えば、誰の所有する土地を耕やしているかについて、漠然かつ不正確な知

識しか持ち合わせがなかった^(注15)。

永代査定時のバコルゴンジの状態は、「県の大部分では、ポルガナ(収税区)は森林の海に浮ぶ人の住む島であった。各収税区は、暗鬱な荒野に取囲まれた河川によって、隣接収税区から切離されていた。これらの森林、沼地、砂質の荒地は、誰にも授与されていなかったし、誰によっても占有されていなかった」^(注16)とされている。しかし18世紀を通じて、増大する課税額の圧迫から、ザミンダール及びタルクダールは、所領周縁の未開地を開墾せざるを得なくなっていった。開墾者は見返りに未開地の一部を与えられ、開墾タルクダール(abadkari or jangaluri or patitabadi talukdar)と呼ばれた。彼らの大部分は、ビクロムプルのヒンドゥカダッカのムスリムであった。しかし現実に開墾を担ったのは、彼らから賃借権を授与されたハオラダール(haoladar)であり^(注17)、彼らも開墾タルクダールと地縁を同じくするビクロムプルのヒンドゥカダッカのムスリムであった。永代査定当時、オショト・タルクダール(規模の大きいハオラダール)とハオラダールの二層はすでに存在していたと考えられている。ハオラダールは開墾にさいし、そのハオラの規模が大きすぎる場合には、適当な大きさに分割した。こうして、第三層の中間的土地保有形態である、ニーム・ハオラ(nim-haola)が形成された。ここまでの中間的土地保有権の大部分は、高位カーストのビクロムプルのヒンドゥの手に渡り、ダッカのムスリムに渡ったのは小部分にすぎなかった^(注18)。

永代査定以降、バコルゴンジの開墾には、三つの集中期があった。第一期は、永代査定から1822年の大洪水まで。ピロジュプル(Pirojpur)、ポトゥアカリ(Patuakhali)、Barhanuddin が主な開墾対象地域であった。第二期は、1845年頃から1876年

の次の大洪水まで。この期間に、ポトゥアカリ、Barhanuddin は完全に開かれ、Amtali の森林の開拓が始まり、Mathbaria の大森林が切開かれた。第三期は、19世紀の終わり以降であり、Amtali の森林は急速に後退し、Mathbaria、Barhanuddin の開拓は海岸線に達した^(注19)。「アダムの報告」によれば、1801年の県人口は92万6723人と算出され、ヒンドゥ対ムスリムの人口比は5対3であったと推定されている^(注20)。1901年の国勢調査によれば、人口比は3対7と逆転しており、ムスリム人口は県南とシャハバズプル島といった開墾地域で特に稠密であった。このことは、バコルゴンジの開墾労働に実際に従事したのが、ムスリム農民であったことを示している。こうして、土地所有権者、中間的土地保有権者にはヒンドゥが多く、耕作者にはムスリムが多いという、東ベンガルに共通する社会構造が形成されていった。

1822年の大洪水は働労力の不足を招き^(注21)、ハオラダールはニーム・ハオラを、ニーム・ハオラダールはオショト・ニーム・ハオラを提供することで、耕作者を確保しようとした。ハオラ系統の中間的土地保有形態は、こうして1822年以降、県南に始まり次第に県北に及び、その数を増加させていった。20世紀初頭におけるその数は、20万6822に達し、これは全中間的土地保有形態の62%に当たった^(注22)。1822年以降の状況は、耕作者に有利であったはずだが、現実には必ずしもそうではなかったらしい。1830~34年に、シュンドルボンの非永代査定地域の査定をしたダンピエ(W. Dampier)は、ライーヤトはザミンダール、中間地主によってさまざまの仕方搾取され、一般的に貧窮した状態にあり、一方、中間的土地保有権者は金貸し、穀物商人として登場し、富裕であったと報告している^(注23)。

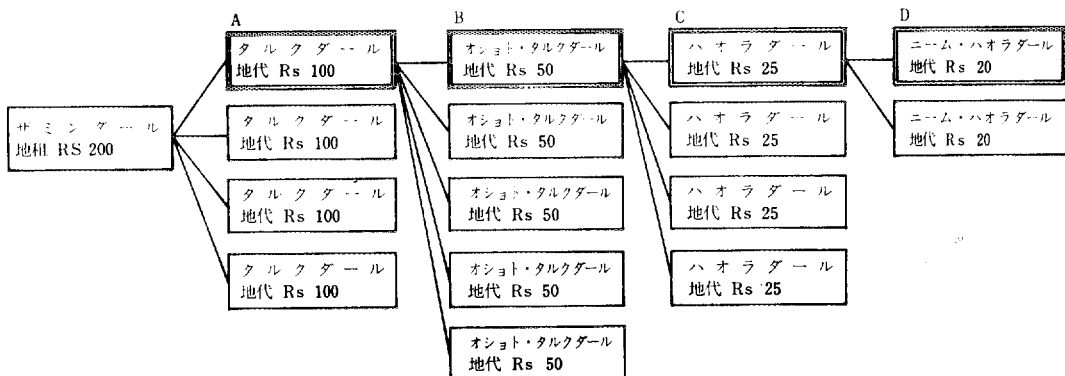
この時期、重い地代（地代外不法徴収を含む）に苦しむ小作人は、しばしば他の地主に保護を求めた。圧迫されたライヤトもしくは下位中間的保有権者は、他の所有者に自分の中間的土地保有権を売却し（譲渡権のある土地を保有しない場合は、下位中間的土地保有権者であると僭称した）、次に再びそれを買い戻した。この操作により、ニーム・ハオラ保有者はオショト・ニーム・ハオラ保有者に一段格下げされることになるが、自分の土地と家屋は相変わらず占有し得た^(注24)。こうして中間的土地保有権の売却を受けた者はジンバダール(jimbadar)と呼ばれた。こうして、地代はジンバダールを経て納入されることになる。ジンバの慣習は、イギリス統治以前の海賊の侵寇をはじめとする無法状態が続いた時代に、農民がより強力な領主の保護を求めたことに起源を発するものであるが、それがこの時代には、地主の圧制に対抗するさい、他県で行なわれた逃散に代わる手段として用いられた。ジンバは地所間におけるよりも、中間的土地保有形態においてより多く生じたようである。20世紀初頭の査定時に数えられたジンバは4906であった^(注25)。

県の詳細正確な地図を提供したターク調査(Thak survey, 1858~60年)の頃から、地租調査(Revenue survey, 1859~63年)、四つの区(subdivision)の設置(1854~71年)などの県行政の整備が進行するとともに、スティーマーの就航(1870年代末)、道路の建設など近代的交通網が整備され始めた。これらは土地制度に少なからざる影響を与えた。

まず、登記法(Registration Act, 1876)は新しいタイプの中間的土地保有形態を産み出した。土地所有(保有)権者が、地代の徴収を他人に委譲することを、登記法に基づいて行ない、ミラス・イジャラ(miras ijara)と称される中間的土地保有形態が挿入されることになった。ジャックの紹介するシュンドルボンの実例によって、その形成の実態を考えてみたい。そのザミンダリーにおける土地保有は、はじめ第2図の通りであった。

タルクダールAは官吏となり、アラハバードに家族とともに居を構えていたので、オショト・タルクダールの1人が地代を滞納した時、その事態に取組み得なかった。そこで彼は友人の1人を備い、その解決にあたらせるとともに、地代徴収を

第 2 図



(出所) Jack, J. C., S. R. B. p. 52.

彼に委ねた。備われた友人は、地代 250 ルピーを徴収し、100ルピーをザミンダールに収め、100ルピーをアラハバードに送金し、50ルピーを手間賃に取った。こうして創り出された中間的土地保有形態は、ミラス・イジャラとして登記された。ミラス・イジャラダールはさらに25ルピーで地代徴収を他人に委ね、ダル・ミラス・イジャラ (dar miras ijara) が生じた。一方、オショト・タルクダールの1人は、奢侈生活に行詰まり、その保有権を抵当に入れたが、それを償還できなかった。彼は権利を売却するかわりに、債権者のためにニーム・オショト・タルクを創設した。このオショト・タルクに付随する収益50ルピーのうち、5ルピーがオショト・タルクダールにとどまり、45ルピーはニーム・オショト・タルクダールのものとなった。バコルゴンジでは土地権利の売却が好まれず、そのかわりに、こうした中間的土地保有形態が創設されたのである。さて、ハオラダールの1人は孤児であり、おじが後見していた。おじは管理費のかわりに、オショト・ハオラを創設させた。ハオラダールの利益15ルピーのうち、5ルピーはおじのオショト・ハオラダールのものとなった。このオショト・ハオラダールは別の土地に移り、財産を息子に譲ったが、その際、バコルゴンジ風に一つの間土地保有形態 (miras ijara) を創り出し、1ルピーを名目的に自分の手許にとどめることを忘れなかった。さらにニーム・ハオラの下には、後述のミラス・コルシャ (miras karsa) と称される中間的土地保有形態が生じた(註26)。以上を整理す

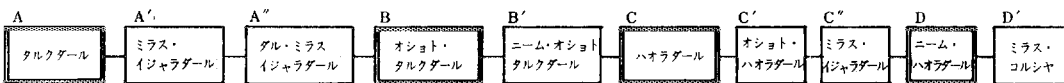
ると第3図となる。

ミラス・イジャラ系統の中間的土地保有形態は、多くの地主によって将来起こりうる負債対策として用いられた。親戚や使用人への擬制的土地譲渡 (tenami) によって創出された何層かの中間的土地保有権は、負債を償却できず土地が売却に付される時、真の所有者を隠蔽し、債権者を経費と時間を喰う裁判に巻き込むことで、財産維持のための砦の役割を果たし得たのである。

19世紀の終わりには、さらに二つの種類の異なる中間的土地保有形態が出現した。教育の普及により、家族の男子成員が教育あるいは職業上の必要から別居するようになると、財産の厳密な意味での共同管理は困難になった。合同家族制の空間的分解が始まり、土地に権利を持つ家族構成員は、自分の持ち分からあがる地代を独立に徴収し、納付するようになった。上位地主がこうした分割支払いを認めると、登記上各持ち分は中間的土地保有権と認定された。しかし現実の土地が共同保有権者間で分割されるようなことはなかった。この傾向は耕作者たちにも及び、彼らは従来地代を一括納入し、一枚の受領証を得ていたのが、地代の分割支払権を購入し、各自が受領証を受け取るようになった。だが、土地の共同耕作は崩れることなく維持された。全県の中間的土地保有権のうち、4分の1弱がこのタイプ(分割中間的土地保有権—aliquot tenure)であった(註27)。

19世紀末、ミラス・コルシャあるいはカイミ (kaimi) と称せられる下級の中間的土地保有権が、

第 3 図



(出所) Jack, J. C., S. R. B., p. 53.

土地をすでに占有し耕作する農民に与えられる傾向が顕著になった。その理由の一つは、この県に果樹園が多かった事実に求められている。果樹栽培において、ライーヤトは植樹から収穫を得るまでの数年間、利潤をまったく挙げぬまま労働しなければならない。この労働に対する補償として、ライーヤトに中間的土地保有権が与えられたのである。歴史的には次の二つの理由が考えられる。第1に、米価の着実な上昇（1875～1903年^(注28)。1904年以後の上昇は急テンポで、1914年の米価は1904年の1.5倍になった^(注29)）は、ライーヤトの経済力を高めた。米価の上昇は地代上昇を上回ったのである。その結果、1870年には重かった地代が、1895年になると苛酷さを失い、1914年にはどう見ても軽いものになっていた、とジャックは述べている^(注30)。「バコルゴンジはライーヤト達が例外的に富んでいる県である」^(注31)と、19世紀末から20世紀初頭の政府文書は繰返し指摘している。第2に、米価の上昇が地代の上昇を上回った事実は、地代に依存する小地主、小中間的土地保有権者の相対的貧困化を招き、その傾向は生計費一般の増大によって拍車がかけられたと考えられる^(注32)。

こうした状況下で、全県にわたって数多くのミラス・コルシャあるいはカイミと呼ばれる下級中間的保有権が耕作者に与えられ始めた。ライーヤトはかなりの金額 (salami) を支払ってこの権利を獲得することで、占有権をより確かなものにした。彼らの中には、占有地を小作に出す者も現われ始めた。一方、これらの中間的土地保有権を売却した下級中間的土地保有権者は、現実に行進する地代の固定化、耕作者の占有地に譲渡権が生じる傾向を追認するにすぎず、ほとんど犠牲を払うことなく、経済的苦境をしのげる現金を獲得するこ

とができたと考えられる。1885年のベンガル借地法 (Bengal Tenancy Act, 1885) は幾分誇張された形で受け取られ、地主の側にはできるだけ早くライーヤトから現金を調達しようという気運が高まったことも、この傾向を助長したと思われる^(注33)。カイミ、ミラス・コルシャは全県で3万5507を数え、全中間的土地保有権の10分の1ほどの割合であった。

以上みてきたように、1870年頃から1900年にいたる時期には、ライーヤトの経済力の向上と、中間的土地保有権者層の下層に貧困化の傾向が現われたと考えられる。後者は地代だけに依存して生計を維持することが困難になり、教育を受けることを通じて、官吏、教師など、近代的行政機構の伸展に伴って拡大された職種に転じていかざるをえなかったと思われる。1874年から1883年の10年間に、バコルゴンジでは英語中等教育の飛躍的拡大が見られ^(注34)、この傾向はその後も続き、1870年初頭には教育後進県であった^(注35)のが、1911年にはヒンドゥの識字率は16%に達し、これは全ベンガルで最も高いものであった^(注36)。19世紀後半における高等教育および中等教育の普及は全インドに見られる現象であり^(注37)、上述したバコルゴンジ県の教育の飛躍的拡大を、バコルゴンジで特に顕著であったと思われる中間的土地保有権者層の相対的貧困化といった要因のみで説明するのは無理であろうが、それが単なる拡大ではなく、飛躍的拡大であったという点に、バコルゴンジ特有の事情が幾分か作用していなかったであろうか。ともあれ、こうした中間的土地保有権者を中心とする教育の普及、知的職種への就業はミラス系および分割 (aliquot) 系の中間的土地保有形態について見たように、中間的土地保有形態の増殖を結果したところに、バコルゴンジ県の土地制度の特徴が

あった。

教育の普及は、中間的土地保有権者層の貧困化の反映であるという考え方は、オポルナ・ボシュもとっている。ボシュは20世紀に入ってからダッカ地方について、中間的土地保有権者層が地代収入だけに依存できなくなり、農業以外の職種に向かわざるをえなくなったことが、教育の拡大の直接の原因だとする、この考え方を実証しようと努めた^(注38)。しかし、以上述べてきたところから、その傾向は、1870年代以降、かなりはつきりした形で現われていたように思われるのである。

(注1) Jack, J. C., *Final Report on the Survey and Settlement Operations in the Bakarganj District 1900-1908* (以後 Jack, Settlement Report of Bakarganj S. R. B. と略記), Calcutta, Bengal Secretariat Book Depot, 1915, p. 1.

(注2) *Ibid.*, p. 7.

(注3) *Ibid.*, p. 20.

(注4) “Failure of the winter paddy crop” (Aswinikumar Datta’s letter, dated 12 October, 1906), *Amrita Bazar Patrika*, 29 January, 1907.

(注5) Gastrell, J. E., *Geographical and Statistical Report of the Districts of Jessore, Fureedpore and Bakargunge*, Calcutta, 1968, p. 11. ジュート栽培地の全耕作地に占める割合は、パコルゴンジ県—1.7%, フォリドプル県—14%, ダッカ県—14.4%。

(注6) Jack, J. C., *Bengal District Gazetteers: Bakarganj* (以後 Jack, B. D. G. B. と略記), Calcutta, Bengal Secretariat Book Depot, 1918, p. 78.

(注7) Jack, S. R. B., p. 68.

(注8) Chowdhury, Benoy, “Agrarian Relations in Bengal 1859-1885,” in *The History of Bengal (1757-1905)*, ed. N. K. Sinha, Calcutta, University of Calcutta, 1967, p. 311.

(注9) 不在地主らの地所はdewan, naib といわれる管理人によって管理されていた。1870年代の初め、ベヴァリッジは、三大ザミンダールについて、彼らの誰も「県内に足を踏み入れたことさえ」なかったと記している。Beveridge, Henry, *The District of Bakarganj: It’s History and Statistics*, London, 1876, p. 192.

(注10) Raychoudhuri, Tapan, *op. cit.*, p. 165.

(注11) Jack, S. R. B., pp. 63, 97.

(注12) Ray, Rajat K., (Book Review) “Sumit Sarkar: The Swadeshi Movement in Bengal 1903-1908,” *The Indian Economic and Social History Review*, Vol. XIII, No. 1 (January-March 1976), p. 115.

(注13) Jack, S. R. B., p. 43.

(注14) Jack, *Final Report on the Survey and Settlement Operations in the Faridpur District 1904-1914*, Calcutta, Bengal Secretariat Book Depot, 1916, p. 26; Ascoli, F. D., *Final Report on the Survey and Settlement Operations in the Dacca District 1910-1917*, Calcutta, Bengal Secretariat Book Depot, 1917, p. 65.

(注15) Jack, S. R. B., pp. 43, 144.

(注16) *Ibid.*, p. 98.

(注17) Minute by Richard Temple on the Haola Tenure in Bakarganj. Govt. of Bengal, Revenue (Land), 39-40, April 1876.

(注18) Jack, S. R. B., p. 47.

(注19) *Ibid.*, pp. 10, 16.

(注20) Adam, William, *Reports on the State of education in Bengal 1835 & 38*, Calcutta, University of Calcutta, 1941, p. 85. 一方、ジャックは、1800年のパコルゴンジではヒンドゥ人口とムスリム人口がほぼ同数だった、と推定している。Jack, B. D. G. B., p. 31.

(注21) Jack, B. D. G. B., p. 60.

(注22) Jack, S. R. B., Appendix 5.

(注23) Commissioner, in Sundarbans to Sudder Board, 10 September, 1832, quoted in Jack, S. R. B., pp. 117-118.

(注24) ジンバの実例については、H. Beveridge, *op. cit.*, pp. 202-205を参照のこと。ジンバについては他に Saha, K. B., *Economics of Rural Bengal*, Calcutta, 1930, p. 92 および Panandikar, S. G., *The Wealth and Welfare of the Bengal Delta*, Calcutta, 1926, pp. 214-215 を参照。

(注25) Jack, S. R. B., pp. 50, 201, 205-206.

(注26) *Ibid.*, pp. 52-54.

(注27) *Ibid.*, pp. 54-58.

(注28) 1 man 当りの平均米価は、1875~83年 Rs. 1—15—10, 1879~89年 Rs. 2—0—9, 1883~93年 Rs. 2—7—2, 1893~1903年 Rs. 3—5—4. *Ibid.*, p.

189.

(注29) Jack, *B. D. G. B.*, p. 75.(注30) Jack, *S. R. B.*, p. 70.

(注31) A despatch from the Secy. of the State for India, 29 June 1899, Govt. of Bengal, Revenue (Land), A. 82, August 1899. 全ライーヤト家族の5分の1は富裕(affluent), 5分の3は生活にゆとりがあり, 5分の1は生活が苦しい(struggling)と報告されているが, 3番目の他人に備われる必要のあるライーヤトも常に十分な食糧と住居を確保していた。Jack, *S. R. B.*, p. 77.

(注32) *Ibid.*, p. 48.

(注33) *Ibid.*, p. 77. S. G. Panandikar, *op. cit.*, pp. 213-224.

(注34) 拙稿「東ベンガル、バコルゴンジ県における民論の形成過程」(『南アジア農村社会の研究 I』アジア・アフリカ言語文化研究所) 67ページ。

(注35) Hunter, W. W., *A Statistical Accounts of Bengal*, Vol. V, New Delhi, 1973, p. 234.

(注36) *Bengal District Gazetteers, Statistics for 1900-01 to 1910-11*, Table XXIIIを比較のこと。このことは、女子教育の普及は微々たるものであったから、これを考慮から外し、男子の比率だけを比較したほうが、各県の教育の普及状況がはっきりとするかもしれない。1911年の国勢調査では、ヒンドゥ男子の識字率は、東ベンガル全体では23.6%、バコルゴンジ県は28.9%で最も高かった。同県のムスリムの識字率5%も、27県中12番目であった。Basu, Aparna, *The Growth of Education and Political Development in India 1898-1920*, Delhi, Oxford University Press, 1974, p. 115.

(注37) Naik, J. P. & Syed Nurullah, *A Students' History of Education in India 1800-1973*, Delhi, Macmillan, 1974, p. 185; Misra, B. B., *The Indian Middle Classes*, Oxford University Press, 1961, pp. 283-284.

(注38) Basu, Aparna, *op. cit.*, pp. 119-120.

III バコルゴンジ県における地租査定作業の実施

19世紀の後半、県の各地に、ジョト(jot)と称せられる農民結社が組織され、地代の引上げを阻止することに成功した(注1)。地主、ジョト間の緊

張、および土地をめぐる複雑な権利関係から、バコルゴンジ県では土地紛争が絶えず、1890年代には殺人件数が急増し、1896年には武器没収令が施行されるに至った(注2)。

こうした状況に対処すべく、1899年に課税地測量および地租査定作業をバコルゴンジ県に実施することが提案された。提案に関する公文書は次のように述べている。バコルゴンジは、「中間的土地保有形態が極端に複雑であり、住民は騒動を起こし易く、しばしば殺人をもたらす土地紛争は日常茶飯事である」。したがって上記の「作業」は、「農業従事諸階層に秩序を回復するため、主に政治的、行政的考慮から」実施することが提案されたのである(注3)。

「作業」の当初から、県行政府所在地ポリシャル(Barisal)の地方紙『ビカシュ』(Bikash)は、「作業」を訴訟件数を低減させる有効な手段と見なすことには懐疑的であった。その論点は二つあった。第1に、「作業」は地代徴収の簡便な方法を提供するものではないから、地代不払いのライーヤトを地主が訴訟することを阻止し得ないだろう。第2に、地代紛争において査定官の決定は裁判所において最終的なものと見なされないのだから、「作業」を通じて作成される記録は何の役にも立つまい(注4)。

「作業」開始と同時に、下級作業員の不正(注5)、課税地測量における北インド出身の作業員とベンガル人作業員間の軋轢(注6)など、技術的な問題も生じたが、より根本の問題は、永代査定以降のベンガルの土地制度への、イギリス人官僚とベンガル知識人間の視点の相違に関連して生じた。

永代査定(1793年)による地租額の固定化を、政府は早くも1810年代には後悔し始めていた(注7)。だが、19世紀末の政府内での永代査定に対する批

判的見解は、歳入の増加という視点からではなく、県行政の問題と関連して出てきたことが注目される。たとえば、1895年のダッカ地方一般行政報告では、「永代査定は、他の改良事業に対すると同様、給水の改良に対しても障碍である」(注8)と述べられている。

一方、ベンガル知識人は、一般にベンガルの繁栄を永代査定の恩恵に帰して考える傾向があった(注9)。この考えは、ポリシャルの地方紙によっても、はっきりと述べられている。「永代査定の恩恵に浴するベンガルでは、多数の中間的土地保有権者、ザミンダール、タルクダールなどが、土地からの生産物の大きな部分を、自分達の間で分配している。」(注10)

「ベンガル分割」の行なわれた1905年、バコルゴンジ県には、永代査定がその措置によって廃止されることになっている、という噂が広く流布していた(注11)。この噂は、1904年1月のカルカッタのベンガル語紙『シヨンジーボニー』の記事あたりから発していると思われる。当時親政府的立場をとっていたフォズルル・ホク(Fazlul Haq, 1873-1962)を含めた3人のムスリムの指導者は、そうした噂を否定し、査定作業が円滑に進行されるべきことを力説する回状を出すにあたってイニシアティブをとった(注12)。

しかし査定作業に関連する軋轢は、以上のようなもともらしい噂によるだけではなく、より直接的に作業を統括する査定官の査定方針あるいはその背後にある彼らの思想と関係していたように思われる。1900年から1908年に及ぶ査定作業は、ビートソン・ベル(N. D. Beatson-Bell)、ジャックという2人の査定官のリレーによって統括された。彼らはニュアンスの違いはあるが、2人とも耕作者に対する共感と地主および中間的土地保有

権者への反感を共有していたと考えられる。

1897年、バコルゴンジの徴税官であったビートソン・ベルは、チョウキダールの任命について、注目すべきユニークな見解を披瀝した。ダッカ地方ではチョウキダールの大部分はムスリムであった(バコルゴンジでは88.1%)。他県の県長がチョウキダール制度のより効果的運用のためには、高位カーストのヒンドゥの比率を増やさなければならぬと強調したのに対し、ビートソン・ベルは正反対の意見を具申した。彼は高位カーストのヒンドゥをチョウキダールに採用すべきでないと主張し、ムスリムとノモシュードロ(Namasudra, ヒンドゥ社会下層の耕作者のジャーティ)は、チョウキダールとしてきわめて有能であると評価した(注13)。バムナ(Bamna)の査定キャンプで生じた事件もまた、ビートソン・ベルの心情をよく表わすものであろう。彼はパラモンの書記に平手打ちを与えた。その状況を『シヨンジーボニー』は次のように報じている。「何人かのクーリーが戸棚を持上げかねていたが、居合わせた怠け者の書記たちは傍観しているだけで、何ら手を借さなかった。ビートソン・ベル氏はちやうどそこに来合わせ、戸棚に肩を入れた。それでも彼の輩下の者は手助けしようとしなかった。ビートソン・ベル氏は激怒し、彼らをこの野郎(shala)呼ばわりした上、傍にいたジョロドル・バーブー(Jaladhar Ganguly)に平手打ちを喰らわせた」(注14)。ジャックは前任者のビートソン・ベルの考え方を、些か誇張して継承した。ダッカ地方長官ルメシュリエは彼の仕事ぶりに、「貧しい者への共感という気高い気性と不正と圧制に対する燃え上る憎悪」を認めた(注15)。不正と圧制は文脈上、地主と中間的土地保有権者によるものにほかならなかった。

だが彼らの考え方はすべての地租関係官吏によ

って支持されていたのではなかった。彼らの耕作者（占有借地人および非占有借地人）への肩入れは法的裏づけを欠く場合があるとの批判を受け^(注16)、地租行政は耕作者と地主、中間的土地保有権者の双方を視野に入れた、バランスのとれたものでなければならぬという考え方も根強かった。

査定官の考えがもっとも中間的土地保有権者層を刺激したのは、彼らの中間的土地保有権に対する見解にあった。ジャックは、「査定報告書」の中で、はっきりと次のように述べている。「中間的土地保有権者は、実際のところ無用の重荷であり、それが除かれれば、政府と耕作者はともにもっと仕合せになれるのだが。それゆえ、道理から言っても、地租の筋の通った増加は、耕作者ではなく、彼らの犠牲において獲得されるべきである。中間保有者 (middlemen) の時代は終わったのである」^(注17)。中間保有者(ここでは地主および中間的土地保有権者)の反応は当然痛烈であった。カルカッタの指導的英字紙『オムリト・バジャール・ポトリカー』は次のように論評した。「バコルゴンジでは、官吏の意向は、なんとしてもライーヤトを彼らを地主の圧制から救出することにあるように思われる」^(注18)。ポリシャルの地方紙『スワデンシ』は、よりあからさまなコメントを加えた。

「地主が自分の借地人の繁昌を嫉妬深い目で眺めたら、その繁昌も次第に消え失せてしまう、という諺がベンガルにはある。インド政府と当地の中間保有者の関係は、今や嫉妬深い地主とその借地人の関係に似てきた。(中略)中間保有者がシユンドルボンからいかなる形であれ利益を引出すのを阻もうとして、あらゆる手が打たれてきた。中間保有者はすべての場所から追出されたら、どこへ行き、どうやって生きていけばいいのだろう。これらすべての成行きは、われわれの支配者のやり

口が日々ますます寛容でなくなりつつあることを示している」^(注19)。

このように、地租査定作業はその過程で、ヒンドゥ中間保有者層と対決する様相を呈してきた。緊張を潜在させた政府とヒンドゥ中間保有者層の関係は、当然スワデン運動の展開に濃い影を投げかけていたはずである。次節でこのことを具体例に即して検討してみたい。

(注1) ジョットの事例については以下を参照。

Final Report on the Settlement of Ulania Taluks in Bakarganj, Govt. of Bengal, Revenue (Land), A. 66-72, February 1895.

(注2) 前掲拙稿, III節(注29)。

(注3) Govt. of Bengal, Revenue (Land), A. 73-84, August 1899.

(注4) *Bikash*, 25 June 1901 and 9 July 1901, Report on Native Papers (Bengal) (以下 RNP (B) と略記) for the weeks ending 6 July 1901 and 20 July 1901.

(注5) *Ibid.*, 9 June 1903, RNP(B) for the week ending 20 June 1903; *Ibid.*, 12 May 1903 and 26 May 1903, RNP (B) for the weeks ending 23 May 1903 and 6 June 1903.

(注6) *Barisal Hitaishi*, 14 July 1903 and 21 July 1903, RNP (B) for the weeks ending 25 July 1903 and 1 August 1903.

(注7) Palit, Chittabrata, *Tensions in Bengal Rural Society*, Calcutta, Progressive Publishers, 1975, p. 26.

(注8) General Administration Report of the Dacca Division for 1894-95. Govt. of Bengal, General (Misc), A. 16-18, October 1895.

(注9) De, Amalendu, "Bengali Intelligentsia's Attitude to the Permanent Settlement," *Social Scientist*, No. 58 (March 1977), pp. 21-27.

(注10) *Swadeshi*, 17 January 1905, RNP(B) for the week ending 28 January 1905.

(注11) P. C. Lyon, Chief Secy. to the Govt. of Eastern Bengal & Assam, to the Secy. to the Govt. of India, Home Dept., 21 February 1906, Home (Pol), A. 169-186. スワデン運動における永代査定廢

止の噂の意義については次書を参照。Tripathi, Amal, *The Extremist Challenge*, Calcutta, Orient Longman, 1967, p. 116.

(注12) Public Notice issued by 3 Hindus and 3 Muslims, dated 29 Asvin 1312 B. S. (15 October 1905). Home (Pol), A. 169-186, Annexure C, June 1906.

(注13) Annual General Administration Report of the Dacca Division for 1896-97, Govt. of Bengal, General (Misc), A. 7-10, November 1897.

(注14) *Sanjivani*, RNP(B) for the week ending 3 August 1901.

(注15) LeMesurier, Commissioner of the Dacca Division, to the Secy. to the Board of Revenue, Eastern Bengal & Assam, Jack, S. R. B., Appendix G-VIII.

(注16) Note by H. Savage, First Member of the Board of Revenue, Eastern Bengal & Assam, 20 August 1908, *ibid.*, Appendix G-II.

(注17) Jack, S. R. B., p. 189.

(注18) *Amrita Bazar Patrika*, 15 May 1906, Report on the Native-owned English Papers (Bengal) (以下 RNEP (B) と略記) for the week ending 19 May 1906.

(注19) *Swadeshi*, 17 January 1905, RNP(B) for the week ending 28 January 1905.

IV スワデシ運動と地租査定作業の接点

地租査定作業の後半はスワデシ運動と重なり合った。スワデシ運動はヒンドゥ中間層を中心にする反イギリス支配を志向した民族運動であったから、地租査定作業もその影響を受けざるを得なかった。ここに取上げる3件は、対決的性格をもつ二つの動きの接点を構成するが、研究史上これまで紹介されたことがないので、やや詳細に検討してみたい。

1. 査定事務所ストライキ

ポリシャル査定事務所 (Settlement Office) には、388人の書記が働いていた。査定官ジャックは、

mukabela muharrirs (清書と原記録とを比較校合する書記——以下比較書記と略。123人いた)の勤務時間を6時間から7時間半に延長する措置をとったが、それを不満として、彼らは、1905年10月23日からストライキに入った。しかし、ストライキに至った真の理由は、比較書記たちが作業の過程で侮辱的な取扱いを受けてきたという、積もり積もった不満にあった。彼らはジャックへの抗議状の中でこう述べた。「ひどく貧乏ではありますが、由緒正しい家の出である私たちは、一般に冷淡に、少なからざる場合に侮辱的に取扱われております」(注1)(傍点——引用者)。10月23日、査定事務所に通じる道路には、ピケが張られ、出勤した書記は数人にすぎなかった。翌24日も310人がストライキに加わり、300人ほどの署名のある上記抗議状が提出された。これは対しジャックは、25日午後6時に点呼を取ること、それに出頭しない者は解雇し、以後すべての官職から追放することを政府に勧告する旨言い渡した(注2)。こうして点呼に応じなかった63人が追放処分に処せられた(注3)。

シュレンドロナート・バナジー (Surendranath Banerjea, 1848-1923. 初期コングレスの大立者の1人)の英字紙『ベンゴリー』が指摘したように、ストライキは査定官がジャックでなければ、平穩裡に解決されたかもしれない(注4)。

前章でみたように、ジャックには抜きがたい中間保有者層への不信があったし、何より書記たちの長期にわたるだらけた仕事ぶりへの鬱積した不満があった。その年の5月には、比較書記たちのサボタージュ組織が発覚し、ジャックの心証を害していた(注5)。その上、10月16日のベンガル分割実施以来、ベンガル中が抗議で湧きかえっていた。イギリス人官僚は、ストライキをそれに結びつけて考えざるを得なかった。その底流には、地

租査定作業に対する中間保有者層の不信があった。事実、ショルプカティ (Swarupkati)、ジャロカティ (Jhalakati) 両郡では、1905年から6年にかけて、査定作業のボイコット、妨害が起こった(注6)。こうした状況下で、ジャックはストライキの意図を、「ここでシャーヘブ (Jack を指す) に一泡ふかせてやろう、そうすれば村落部でわれわれの権利に介入できなくなるから」と解釈した(注7)。ストライカーである書記とスワデン活動家が村落部の中間保有者層という共通の地盤を持っていること、ストライカーはスワデン活動家と連絡をとっているがゆえに、ストライキそのものが政治ストの性格を帯びてこざるを得ないというジャックの見解がここに窺われる。ジャックが63名の解雇、官職からの永久追放という強硬な提案を行ない、それが受理されたのも、大局的には、スワデン運動への攻勢という側面があったことは否定できない。

しかし、ジャック自身が認めるように、「書記たちは当地 (ポリシャル) のスワデン指導者たちに支持されなかった。後者は全くストライキと関係がなかったようだ」(注8)という奇妙な現実があった。ストライキがスワデン活動家に全く黙殺されたというのではない。ポリシャルの地方紙『ピカシュ』の主幹プリヨナート・グホ (Priyanath Guha, のちカルカッタの日刊英字紙『ステイツマン』に月給1000ルピーで迎えられる) は、ストライカーにアジ演説をぶち、その中で、土地に関する記録を湮滅せよと、大胆かつ核心に触れる勧告を行なった(注9)。だがこのほかには、ポリシャルの指導者たちがストライキを支援したという証拠はない。彼らには土地問題に関与する用意はなかったし(注10)、ポリシャルの運動そのものが保守的旧指導者を乗り越えて確立されるのは、その年の11月末で

あったという時間的ズレも考慮の中に入れるべきであろう。解雇された書記たちは、カミニクマール・チョクロボロティ (Kaminikumar Chakrabarty)、シヨロトチョンドロ・ボシュ (Saratchandra Basu) のようにスワデン活動家になった者も少なくない。しかし一方では、彼らの半数近くが、官職追放解除を求めて、1906年半ばから1907年初めにかけて、数回にわたり嘆願書を提出して、窮状を訴えていたのである(注11)。

2. ゴウルノディ郡における地代形態転換問題

県の北西部ゴウルノディ郡において、現物地代から貨幣地代への転換に際して生じた問題は、前項に示唆した小中間保有者層と耕作者の間の矛盾を明らかにするものであった。

1903年から4年にかけて、査定官ビートソン・ベルは地代契約確認作業 (attestation proceedings) の一部として、耕作者からの現物地代から貨幣地代への転換申請を受理し、その大部分を許可した。だが、これは民事裁判所によって越権行為だとして却下された。1908年には、この作業のために特別調査官が派遣された。特別調査官が任地にあったその年の8月、東ベンガル・アッサム政府税務局 (Board of Revenue) の首席委員サヴェジ (H. Savage) はポリシャルで、弁護士、パラモン司祭から転換作業に抗議する覚書を受理した。サヴェジは、ダッカ地方長官の調査が済み、転換方法と地代率が改定されるまで、作業を中止するように指示した。このあと、政府内部において、地代形態転換に関する文書交換は、1915年にいたるまで続けられた。

現物地代はバコルゴンジでは例外的であり、ヒンドゥ上位3カーストの集中するゴウルノディ郡 (彼らの郡全人口に対する割合は、11.8%)、メヘンディゴンジ郡の数カ所、ショルプカティ郡のパナリ

バラ (Banaripara) 村周辺に存在するのみであった。ゴウルノディ郡の北西部は郡の面積の半分を占め、ヒンドゥ上位カーストの集中度は強まる(地域人口に対するその割合は14.2%)。現物地代は、この人口密度の稠密な地域の土地の10%ほどで見られ、あとは低率の現金地代で占有されていた。

地租調査(1859~63年)の頃までに、この地域では、可耕地の耕地化が完了していた。1872年に100エーカーの土地に依存する住民数は128人であり、その内訳は、耕作者110人、中間保有者18人であった。1901年には同面積の土地に依存する住民数は196人、その内訳は、耕作者168人、中間保有者28人となった。農産物価格の上昇といった他の要因を一応除外して、ここから単純な帰結を導けば、次の2点となる。①1人当たりの耕地面積の縮小と、それに伴う耕作者の経済状況の悪化。②100エーカーからの地代で10人多くの間を養わなければならないようになった中間保有者の生活の逼迫。ジャックは第2の傾向が現実のものであったとして、中間保有者層はこの手許不如意に対処するため、貨幣地代からより有利な現物地代へと変更を計っていたのだと考えた(注12)。

現物地代の中でも、刈分け(barga, 収穫の一定率を地代として納入する)から、定量現物地代(dhankarari, 収穫のうち一定量を地代として納入する)への推移があったと思われる。収穫の一定しない沼沢地(bil, この地域に多い)周縁地では、刈分け地代は実情に即したものであった。刈分け地代が数多く導入されるようになったのは、1870年以降のことだと思われる。この時期には米価が継続して上昇した。したがって中間土地保有者にとっては、貨幣地代より現物地代の方が一般に有利であらう。彼らは刈分け地代を導入することで、収入の低減傾向に対処しようとしたとジャックは考え

たのである(注13)。一方、県副徴税官オトゥルチョンドロ・グホ(Atulchandra Guha)は、1876年大洪水後の貨幣の不足、生産物のための市場確保の困難、礼金(salami)支払いの免除という3つの条件によって、現物地代はむしろライヤーヤトにとって有利であったと主張した(注14)。二つの見解は排他的ではなく、相互補完的なものだろう。こうした点にも、英人官僚と上位カースト出身のヒンドゥ官吏の違いがくっきりと出てくることに注目したい。ところで、刈分け地代から定量現物地代への転換は、安定した地代の確保、収穫にかかわるすべての危険をライヤーヤトに負担させるという二つの意図をもって、中間保有者によって強行されたという点では、地租関係官吏の間で意見の一致をみていた。

中間保有者は、経済的には同質の階層ではなかった。彼らの中には、バートジョルのドット家、ゴイラのダーシュ(ダシグブト)家、チャンドシのグブト家など、裕福な家があった。米商人として、彼らは現物地代から大きな利益を引き出していた(注15)。また彼らの中でも、Bakarのショルボジョン家、Medakurのポッター家は、ライヤーヤトに対する圧力で悪名が高かった(注16)。中間保有者の大部分については、二つの正反対の見解があった。はじめに徴税官レイド(W. J. Reid)の見解。低給与の政府の書記たちは、家族への米の供給を現物地代に依存する地主であることも少なくないので、彼らは現物地代から貨幣地代への転換によって、家計の収支均衡を失ってしまうかもしれない(注17)。次にジャックの見解。この地域は、高位カーストのヒンドゥたちの楽園である。彼らの娘が結婚する時、夫の方が妻の家に加わるのが普通であって、その逆ではない(注18)。つまりジャックは、彼らの生計の悪化を指摘しつつ、

それでも全体としてこの地域が彼らにとって住みやすかったことを主張した。しかし彼らの最下層が非常に貧しかったのは確かであった。オトゥルチョンドロ・グホは、次のように報告している。

「調査の過程で、私は非常に貧しい寡婦、貧困者たちに出会った。彼らには特別な処遇が必要である。しかし彼らは地代転換に当る官吏の決定に不服を申し立てたようには思われぬ。」^(注19)

この地域における現物地代を支払う耕作者の大部分はノモシュードロであった^(注20)。彼らの生活状況は県の他地域に比べ劣悪であった。富の象徴であるトタンぶきの屋根は、県の他地域ではごく普通に見受けられる光景だったが、この地域ではほとんど見かけられなかった。果樹園もほとんどなく、一耕作者当たりの家畜数も他地域に比べるとはるかに少なかった。その結果、県の日傭い労働者の大部分はこの地域の出であり、米の収穫時に県南の豊かな地域に出稼ぎに出るのはすべてこの地域の農民であった。1894年、1905年の不作の年の影響を最も強く受けたのもこの地域であった^(注21)。この地域の貨幣地代率は低く、1エーカー当たり3～4ルピーであったが、定量現物地代率は1エーカー当たり12～16ルピー、あるいはそれ以上であった。したがって、耕作者は刈分けを嫌い、その上すべてのリスクを転嫁される定量現物地代にはさらに強い嫌悪の念を抱いたのは当然であった。彼らが貨幣地代への転換を大量申請した理由はここにあった。彼らは、クリスチャン^(注22)を指導者にして結社をつくり、未加入者に組織への参加を勧誘し、申請を逡巡する者には、村八分(social boycott)をちらつかせて申請を強要した^(注23)。

ノモシュードロは大部分が農民であったが、中には漁民や大工もいた。彼らはチャンダール

(Chandal)と通称され、高位カーストからは、アンタッチャブルと見なされていた。彼らのカースト地位向上運動は、1870年代はじめに、フォリドプル、パコルゴンジ両県で始まった^(注24)。スワデン運動期、彼らの中には、自分たちのジャーティがヒンドゥ社会とは別個のものであると主張し、政府の優遇政策を求める者が現われた^(注25)。彼らはスワデン運動を批判し、取引の自由(外国の安い商品を購入する自由)をしばしば要求した^(注26)。フォリドプル県のOrakandiでは、1906年10月、ノモシュードロのザミンダールの提唱で、反スワデン集会が開かれ、カースト・ヒンドゥに反対し、ムスリムと共同行動をとる趣旨の動議が採択された^(注27)。1920年代の非協力運動の時代になると、ノモシュードロの動きは県政治のより重要な要素となる^(注28)。ともあれ、スワデン期においても、地代形態転換をめぐる悶着は、一定の政治的意味合いを帯びた、彼らの経済的不満の表面化にほかならなかった。

地主側は、はじめ耕作者に転換申請を思いとどまるように、説得あるいは脅迫した。つづいて彼らは訴訟を起こした。これを受けて、すでにみたように、民事裁判所は査定官の転換認可を越権行為と判断した。1905年、地主側は、1901～02年および1903年の滞納現物地代について訴訟を起こし、現物地代は2年をこえる滞納はありえないとの、地租関係官吏の主張があるにもかかわらず、209件中206件で勝訴した。耕作者側には動揺が生じたが、転換手続きについて特別調査官が派遣されるとの報に接して、彼らは再び活気づいた。1908年8月までに、1305件の転換申請が受理され、1160件が処理され、30件を除くすべてが認可された。これに対して、地主側は控訴することを差し控えた(控訴件数は9件のみ)。前述の1908年

の弁護士、バラモン司祭による覚書は、この間の事情を次のように説明した。「地主の大部分は次席査定官の調査結果と裁判で争うには貧乏でありすぎます。」しかしこれは正鵠を射た指摘ではなかった。というのは、彼らは転換命令を無視し、再び地代滞納の廉で、借地人を訴え始めたからである。1908年末までに、16の借地が売却され、3人のライーヤトが借地を手放さざるをえなくなった^(注29)。オトゥルチョンドロ・グホは、1910年半ばの状況を以下のように報告している。「(転換作業の)結果がはっきりしていないことは疑いがない。そして究極の勝利が借地人側に転げ込むこともありうる。しかし、地主側は〔つまり、彼らの中でも、Medakur のポッター家、ゴイラのダーシュ家、パータージョルのドット家のように、十分な手立を持った人たちを言うのだが〕、高等裁判所まで執拗に戦い続けるだろう。諺にもなっている裁判の遅延と裁判費用が、貧しいライーヤトたちには破滅的なものとなりはしないかと、私は危惧している」^(注30)。1910年以降、地主側は控訴を再開するとともに、ダッカ地方長官へ、転換それ自体、もしくは特別調査官によって転換時に設定された地代率に反対する請願を起し始めた。いくつかのケースについては示談が成立し、多くのケースでは状況に即した地代率の改定が行なわれた。

杞憂された地主と耕作者の全面衝突は、こうして回避された。ノモシュードロ耕作者の利益は、政府の貨幣地代への転換認可によって保護された。一方、上位カーストの地主は裁判所を拠点に、転換決定に反対して執拗に戦った。裁判官、裁判所書記の多くが、この地域の上位カースト出身者であったから、裁判所が彼らの拠点になり得たのである。以上から、スワデン活動家の陣営では、地主(中間保有者)、耕作者間の矛盾が、支配

者と被支配者間の矛盾にずらされ、査定官は支配者、被支配者の矛盾を地主と耕作者間の矛盾へと転嫁しようとしたことが見て取れよう。したがって、ジャックの「貧しい耕作者への同情」と「中間保有者に対する燃えるような憎悪」は、政治的には分割支配の一形態にならざるを得なかった。土地問題は結局のところ、スワデン活動家によって回避され、伏せられたままであった。スワデン運動が国民運動を標榜する限り、中間保有者層に属するスワデン活動家は、自分たちの階層の利益に固執するあまり、耕作者層を反対陣営に追い込むようなことはできなかったのである。

3. ジャック訴訟事件——バコルゴンジ県東南部の一地所における地代紛争

バコルゴンジ県東南のバウファル(Bauphal)、ゴラチパ(Golachipa)両郡にまたがる、通称「モヒン・パーブーとラジェンドロ・パーブーの地所」における、地主と耕作者(借地人)の間の軋轢は、1895年に始まった。地主は寡婦(複数)であり、地所の経営は事実上、弁護士と差配人(amlas)の手に委ねられていた。耕作者は多数がムスリムであり、ノモシュードロがそれに続いた。1895年、私的な地代査定が行なわれ、耕作者たちは地代の引上げに同意する査定地代納付同意書(kabulyat)を作成した。この地所の特徴は、地代外不法徴収(abwab)が地代以上にも達していたことであった。耕作者たちは、後に、彼らが地代の引上げに同意したのは、近い将来に再び地代を引上げないこと、地代外不法徴収は行なわないこと、この2点の了解事項に基づいた上でのことであったと主張した。

1904年、査定作業はこの地域に及んだ。地代契約確認(attestation)の過程で、現行地代額は何かをめぐって、見解の相違が起こった。地主の差配人

は査定地代納付同意書を提出し、そこに記された地代が現行地代であると主張した。一方、耕作者側は同意書は履行されたことがなく、地代は1895年以前の地代率で支払われていることを主張した。査定官ビートソン・ベルは、耕作者側の主張を容れ、手続きの違法性、証拠不十分を理由に、地代引上げを認めなかった。ただしビートソン・ベルは地主側に、公正地代の決定を地租関係官吏に出願する道を開けておいた。地主側は、前項のゴウルノディ郡の地主と同じように、民事裁判所に訴訟する手段をとった。1904年来、彼らは131人の耕作者を、地代滞納(引上げられた地代率による)で告訴した。一方、耕作者側は、25カ村が地主に対抗する結社(“Bell Saheber jot”——「ベル・シャーヘブの結社」と通称された)に参加した^(注31)。地主、耕作者間の緊張は高まり、1904年後半には20件の刑事事件が発生し、ついには地主側の人間1人が、地主が備った暴力団員(lathial)と見なされ、耕作者側に殺害されるにいたった。この事件の結果、特別警察(additional police)が1905年の4月から11月まで駐留した。

1905年4月、地主側は地代訴訟に勝訴した。下級民事裁判官(Munsiff——インド人が任命された)の命令にしたがい、1906年4月、100人以上のライヤトの強制立退きが、警察の援護の下に実施された。ライヤトの結社の指導者は直ちにポリシャルに赴き、ベルの後任ジャックに面会した。ジャックは調査のため現場(ゴラチパ郡 Alipur 村)に急行した。県長の指示で、県警察長官ケンプ(Kemp)が同行した。ジャックは、450人のラティヤールが村を略奪したというライヤト側の言い分を信じた。現場に到着するとすぐ、彼らは、ラティヤールだと村人が指摘した数人を逮捕した。地主側は彼らは新規借地人だと主張した。地所の

副管理人(naib)は、ジャックから口汚く罵られた。その結果、ジャックに対して5件の刑事訴訟が起こされた。1906年5月23日、県長のエマソン(T. Emerson)は、訴訟を「全くの濫訴であり(purely vexatious)、虚偽に満ちている」として却下した。しかし2日後、彼はこの命令を撤回した^(注32)。

カルカッタの英字紙『オムリト・バジャール・ポトリカー』と『ベンゴリー』は、この事件を東ベンガル・アッサム州知事フラー(B. Fuller)の行政下における、圧制的措置の一つとして攻撃した。その論調は、『オムリト・バジャール・ポトリカー』の次の論評から窺えよう。「査定官の義務は、ザミンダール、借地人双方の事情を聴取した上で、公平なる仕方での地代を決定するにある。しかるに、ジャック氏は行政官の権限を侵害し、ザミンダールには不利、民事裁判所の決定に逆らう反抗的借地人には有利なように、横領した権限を行使した。この官吏は、反抗的借地人の証言に基づき、ラティヤールという廉で、無実の人間を逮捕し、手厳しく打撃させた。ジャック氏の有罪を明らかにする十分な確証が上っているにもかかわらず、県長も地方長官もいかなる措置をも講じていない」^(注33)。新聞は不偏不党の法遵守の立場を標榜しつつも、暗黙裡にザミンダールへの同情を表明した。この事件に言及して、『ポリシャル・ヒトイシー』紙は、より露骨にザミンダールに組する立場を鮮明にした。「次の出来事は、いかに現在の支配者がザミンダールたちを困難に陥れようと躍起になっているかを明らかにしよう。(中略)その見解は燎原の火のごとく国中に広まり、ライヤトたちは土地所有者に逆って従党を組み始めた。彼らは地代の支払いを停止し、ザミンダール側の人間を抑圧した。(中略)われわれはこの状況から、ザミンダールは一掃されてしまうだ

ろうと思わざるを得ない。支配者は当該ザミンダールの地所を後見裁判所 (Court of Wards) の管理下に置きたがっているのである」(注34)。

査定官の処置は必ずしも他の関係官吏の支持を得たわけではない。ゴウルノディ郡の地代形態転換問題の時と同じように、この時も、かつてパコルゴンジ県長であったサヴェジは査定官のとした処置を批判した。「追立てられたライーヤトが、そう見せかけようと努めているような、痛めつけられた無邪気な連中などでは全くないことは、おおいにあり得るのである。パコルゴンジとその住民についての私の知識よりすれば、まだ明らかにされていない予想外の事情があると、私はかなりはっきりと感じており、それゆえ訴件は偏向を指摘され得ないような官吏によって審理されることが最も望ましいと言えよう。」(注35) ルメシュリエは、ジャックをより手厳しく批判した。「ジャックの情報は漠然としている。それは2人のライーヤトが彼に話したことに基づいており、彼はそれを記録してもいないし、彼らが誰であるかも明らかにしなかった。(中略) 遺憾ながら、ジャックは頭に血を上らせてしまい、宣伝計画は頓座してしまった。彼の早とちりの行動は相手方に好機会を与えることになった」(注36)。県長、エマソンは次のように状況を判断した。「借地人たちは、闘争に倦んでおり、自分の占有地に戻り、引上げられた地代を支払うことを望んでいる。地主たちもまた紛争の收拾に吝かでない、私はにらんでいる」(注37)。エマソンの情況判断は同時に、ジャックのライーヤト側に立った処置を不相当だと判断していたことを示している。フラーの更迭後、東ベンガル・アッサム州知事となったヘア (L. Hare) は、官界におけるジャック不信に、とどめの一撃を加えた。「私はジャック氏のやり方にあまり信

頼を覚えていない」(注38)。

東ベンガル・アッサム政府の官房長官ライオン (P. C. Lyon) が述べたように、「事件には、重要な政治的側面」(注39)があった。東ベンガル・アッサム州知事に宛てた請願書の中で、結社に加入していたライーヤトたちが、スワデシ運動を正面きって批判しているが注目される。「今日のスワデシ運動もまた、請願者やその他の者たちを抑圧するために、ザミンダールによって口実として利用されております。彼らは安い外国製品を買うことを妨げるだけでなく、商店主が村で週一度か二度ひらかれる市 (hat) で英国製品を売ることも妨げてきました」(注40)。ライーヤトたちが政治情況について、十分な知識を持ち、政府と中間保有者層の政治的緊張にほかならないスワデシ運動という状況を、地代紛争において、自分たちに有利に利用する政治感覚を持ち合わせていたのは注意されていだろう。それゆえ、彼らは次のような指摘も、請願書中に含ませることができた。「請願者はポトウアカリ (民事裁判所所在地) に告訴することを危惧しております。と申しますのも、そこではザミンダールの影響が圧倒的であり、請願者があり得べき法的救済を確保するのは不可能であろうと思われるからであります」(注41)。

以上に述べた地代紛争に関する問題点を三つばかり挙げておきたい。まず、紛争の経緯は、スワデシ運動がなぜ農民大衆を巻き込み得なかったかを示唆する。パコルゴンジでは、中間保有層出身の政治運動家たちは、1880年代の初頭から、国民運動の拡大に真摯な努力を重ねてきた。彼らは、教育を受けた中間層に、かなりの程度、大衆奉仕の精神を植えつけることに成功した。しかし彼らには、地主と耕作者との間には基本的な矛盾が存在

するという、明確な意識はなく、大衆奉仕の過程で両者は心情的に合一し得ると考えた^(注42)。こうした意識のあり方は、スワデン運動において、イギリス統治に対して、地主と耕作者の共通する経済的要求を掘起こし、突きつけていくという方向性をとることを阻んだのではあるまいか。パコルゴンジ県のスワデン活動家は、大衆の間に入っていき、そこから運動を組上げていくという姿勢において真摯であり、そのかぎりでスワデン運動は他の地域に比較して根の張った強力なものとなった。しかし、農民大衆の経済的要求を汲上げ損なったのは事実であり、その点に運動の限界が存在したと言わざるを得ないであろう。

第2に、査定官はライヤットの側に立つ査定方針をとった。政治的には、それは被治者間の利益の対立を煽るという、一種の分割統治策にほかならず、スワデン運動を中間層（中間保有者）に限定しようとするものであった。しかし彼らは査定方針の実施にあたり、必ずしも常に他の官僚の支持を得ることができなかった。彼らの処置は、事あるごとに、疑問視され、批判された。官僚は土地紛争を喚起する危険なやり方を回避しようとしていたかに思われる。彼らは土地紛争を自らに有利に利用できる状況にあっても、それに対するいわば本能的警戒を隠そうとしなかった。この段階では、彼らは分割統治策を、地主対ライヤットという経済的レヴェルにおいてではなく、ヒンドゥ対ムスリムというコミュニカルなレヴェルで追及したのである。そして、ヒンドゥ対ムスリムという図式は、東ベンガルにおいては、地主対ライヤットを暗示し、包摂するものであったから、植民地支配上、より賢明かつ有効な方針であったといえよう。二代の査定官、ピートソン・ベル、ジャックの考え方は、根底において、政府内部では異端

であったと結論できよう。

第3に、ライヤットたちは結社を作り、反スワデン運動の旗幟を鮮明にすることによって、政府の支持をとりつけようとした。しかし、ほかならず、政府の支持を期待した点に、彼らの力量不足、政治勢力としての未成熟が指摘できよう。

(注1) Birendranath Ghosh and other Muharris to the Settlement Officer, 24 October 1905, Govt. of Eastern Bengal & Assam, Revenue (Revenue), B. 113-122, February 1906.

(注2) J. C. Jack to Lyon, 25 October 1905, Govt. of Eastern Bengal & Assam, Revenue (Revenue), B. 391-397, November 1906.

(注3) List of 63 clerks struck off, 27 December 1905, *Gazette of Eastern Bengal & Assam*, 30 December 1905, Revenue and Appointment Dept.

(注4) *Bengalee*, 10 January 1906, RNEP(B) for the week ending 13 January 1906.

(注5) J. C. Jack, Settlement Officer of Eastern Bengal & Assam, Bakarganj, to the Director of the Dept. of Land Record and Agriculture, Eastern Bengal & Assam, 13 November 1905, Govt. of Eastern Bengal & Assam, Revenue (Revenue), B. 113-122, *op. cit.*

(注6) Jack, *S. B. R.*, p. 153.

(注7) Jack to Lyon, *op. cit.*

(注8) J. C. Jack to the Director of the Dept. of Land Record and Agriculture, Eastern Bengal & Assam, *op. cit.*

(注9) Jack's memo, 25 October 1905, Govt. of Eastern Bengal & Assam, Revenue (Revenue), B. 391-397. Jack は Prionath Saha としているが Saha は誤りで Guha である。

(注10) 前掲拙稿、IV節参照。

(注11) Govt. of Eastern Bengal & Assam, Revenue (Revenue), B. 391-397, November 1906 and B. 330-333, April 1907.

(注12) J. C. Jack, Settlement Officer, Faridpur and Bakarganj, to the Commissioner of the Dacca Division, 13-20 January 1909, J. C. Jack, *S. B. R.*, Appendix G-V.

(注13) *Ibid.*

(注14) Atulchandra Guha's report, Deputy Collector, 7 June 1910, *ibid.*, Appendix G-IX.

(注15) J. C. Jack to the Commissioner of the Dacca Division, 13-20 January 1909, *op. cit.*

(注16) J. C. Jack to the Director of the Dept. of Land Record, Eastern Bengal & Assam, 16-20 January 1909, Jack, *S. R. B.*, Appendix G-XIX.

(注17) W. J. Reid, Collector of Bakarganj, to the Commissioner of the Dacca Division, 12 March 1909, *ibid.*, Appendix G-VI.

(注18) J. C. Jack to the Commissioner of the Dacca Division, 13-20 January 1909, *op. cit.*

(注19) Atulchandra Guha's report, *op. cit.*

(注20) H. Savage's note, 20 August 1908, Jack, *S. R. B.*, Appendix G-II.

(注21) J. C. Jack to the Commissioner of the Dacca Division, 13-20 January 1909, *op. cit.*

(注22) ノモシェードロ・クリスチャンの背後には、宣教師（カトリックおよびプロテスタント）がいて、1906年の飢饉救済事業で明らかになるように、彼らは政府の補完者の役割を果たし、スワデン運動に対立した。T. Emerson to the Commissioner of the Dacca Division, 1 July 1906, Govt. of Eastern Bengal & Assam, Revenue, A. 148-204, August 1906, H. LeMesurier to the Secretary to the Board of Revenue, *ibid.* 1901年の国勢調査によれば、ゴウルノディ郡のクリスチャン人口は、3710人であった。

(注23) H. Savage's note, 20 August 1909, *op. cit.*

(注24) W. S. Wells, Magistrate of Furreedpore, to the Commissioner of the Dacca Division, 8 April 1873, Govt. of Bengal, Judicial, A. 56-60, May 1873; W. L. Heeley, Inspector-General of Jails, Lower Provinces, to the Secy. to the Govt. of Bengal, Judicial, A. 84-7, June 1873. See Sinha, Pradip, *Nineteenth Century Bengal, Aspects of Social History*, Calcutta, Firma K. L. Mukhopadhyay, 1965, p. 8.

(注25) Basu, Nirmalkumar, *Hindusamajer Gadan*, Calcutta, 1356 B. S., p. 141. 英訳 Beteille, Andre, *The Structure of Hindu Society*, New Delhi, Orient Longman, 1975.

(注26) Sarkar, Sumit, *op. cit.*, p. 330.

(注27) *Times*, 10 October 1906, quoted in Ah-

med, Sufia, *Muslim Community in Bengal 1884-1912*, Dacca, Oxford University Press, 1957, p. 53.

『タイムズ』の記事では、Orakati はバコルボンジ県と誤記されている。

(注28) Ray, Rajat K., "Masses in Politics, The Non-Cooperation Movement in Bengal 1920-1922," *The Indian Economic and Social History Review*, Vol., XI, No. 4 (December 1974), pp. 406-407.

(注29) J. C. Jack to the Director of the Dept. of Land Records, Eastern Bengal & Assam, 16-20 January 1909, *op. cit.*

(注30) Atulchandra Guha's report, 7 June 1909, *op. cit.* ()内は訳註, []内は原注。

(注31) この結社の影響は42カ村に及んだ。Memorial from Shivasundari Chaudhurani, Kaminisundari Chaudhurani and Manjuri Chaudhurani to B. Fuller, 27 May 1906, Govt. of Eastern Bengal & Assam, Chief Secy's Confidential Branch, File No. 484 of 1907, Nos. 1-62.

(注32) *Ibid.*, No. 50.

(注33) *Amrita Bazar Patrika*, 21 May 1906, RNEP(B) for the week ending 26 May 1906.

(注34) *Barisal Hitaishi*, 23 February 1908, Report on Native Papers, Eastern Bengal & Assam, for the week ending 25 February 1908.

(注35) H. Savage to P. C. Lyon, 21 May 1906, Govt. of Eastern Bengal & Assam, Chief Secy's Confidential Branch, File Nos. 1-62, Notes and Orders.

(注36) H. LeMesurier's note, 11 June 1906, *ibid.*

(注37) T. Emerson's note, 30 May 1906, *ibid.*

(注38) L. Hare to Coxe, 24 September 1906, *ibid.*

(注39) P. C. Lyon to H. C. Barnes, 21 May 1906, *ibid.*

(注40) Petition from Tasumuddin Peada & others to the Lieutenant Governor of Eastern Bengal and Assam, 22 April 1906, *ibid.* No. 8.

(注41) *Ibid.*

(注42) 前掲拙稿, V節参照。

V お わ り に

中間保有者（土地所有者＋中間的土地保有権者。数的に言っても後者が重要）を主体とするスワデシ運動の背景には、確実な証明はできなかったが、以上に述べた諸事実が示す限りでは、中間的土地保有権者層の経済的地位の相対的低下があったように思われる。中間保有者の多数は、東ベンガルではヒンドゥであった。一方、耕作者の多数を占めるムスリム農民は、反地主の立場から、ヒンドゥ中間保有者を主体とするスワデシ運動には同調しきれず、むしろ批判的となる傾向が強かった。しかし、ライーヤトが例外的に富んでいると言われたバコルゴンジ県では、富裕な耕作者が中間的土地保有権者に上昇する過程もすでに始まっていたから、スワデシ活動家がムスリム農民を掌握する可能性が全くなかったとは言えない。事実、次のようなチャンスもあったのである。スワデシ運動が最高潮に達した1907年6月、バコルゴンジ県の指導者オッシニークマール・ドット (Aswinikumar Datta, 1856～1923) は、農民との接触を計るべく、県西部・北西部への旅に出かけた。この時期に、東ベンガル・アッサム政府の官房長官代行、ルメシュリエは、「政府は、県中のすべての中間的土地保有権者が現在享受している権利を廃止することを考慮している」(傍点——引用者)との噂が、ムスリムの支持を取りつける目的で広く流されていると述べている(注1)。この噂の出所は明らかではないが、少なくともここに、ヒンドゥ中間保有者層と中間的土地保有権を獲得しつつあったムスリム農民上層が結びつき得る、利害の共通性は存在していたのである。しかし、この可能性はそれ以上には追及されなかった。あるいは、政府の査定官ジ

ヤックの独走への警戒は、このあたりに本音があったのかもしれない。ともあれ、政府はこうした状況を、ヒンドゥ対ムスリムという図式に押込めることによって、分割支配を貫徹しようとした。スワデシ運動が、ムスリム農民の経済的要求を、自らの階層の利益にひきつけた所で掘りおこして、彼らを運動に参加させることに成功し得なかったことは、その後の分離独立にいたる歴史の動きを考え合わせる時、取返しのつかない不幸であったと言わざるを得ない。

本稿は、農村社会とスワデシ運動という大きな課題に全面的に答えようとしたものではない。ザミンダール、タルクダールといった地主の問題、ライーヤト、アンダー・ライーヤトの問題、季節労働の問題など、考慮すべきことはいくらでもある。また、中間的土地保有権者層についても、より豊富な資料を見出して考えなければならないであろう。上記の諸点をパースペクティブに収めた包括的な研究は、今後の課題としたい。

(注1) H. LeMesurier, Offg. Chief Secretary to the Govt. of Eastern Bengal & Assam, to the Secretary to the Govt. of India, Home Dept., 8-9 July 1907. Home (Political) A. 4, August 1907.

〔付記〕 本稿におけるベンガル語の表記法は、(1)カタカナによるベンガル音をローマ字で補足する、(2)ベンガル音を確認しえなかった場合にはローマ字綴りのみを用いる、を原則とした。

(拓殖大学講師)